

全九册合卷

僧
600
138



門僧
號 600
卷 138

櫻雲記卷上一



龍澤文庫

曲亭文庫

後醍醐天皇諱尊治後宇多院弟二皇子也母六詔天門院
友繼子花山院內右師繼女實八參議志繼子あり
祖父堀山守尊之孫養子故後一即人ハ幡文書岩文
即奉納す統道一も弟一の皇子後二條院即位の始ハ
天皇太宰の師よりんず故一師の文一のち一
智心代弟も 花園院即位の時武家の計らむ
本よりよりられ 後二条崩して後其皇子部良親王病
多し故也一故文保二年二月二十九日即位即威二十二年條

及系園白行、後宇多法皇政務を流行せらるる御流金御家
山守邦親とあり、執務は小深相模とあり、天皇法皇
と好内典とあり、和漢の及を明免らるる
三月邦良と東宮とあり、

元應元年八月西園寺相國実兼此女禧子中宮とあり、
河原中納言公兼此女席子中宮とあり、入内、兼是
此電愛之臣局とあり、後、准后とあり、外宮女
くく、腹くく、男女の白くく、

元弘元年四月、後宇多法皇と大足守との合意とあり、
五月大足守と行をとり、夏大旱、天皇檢北遣使、

別当西條系源宣とあり、西条氏とあり、又
治中富子とあり、此時、女とあり、夫とあり、
自ら証証所とあり、此を決定す、
攻めとあり、万民とあり、用とあり、
長尾長持とあり、此老老とあり、
高時とあり、高時とあり、
子我集とあり、

同日二年正月法皇期親の行幸、
文月、奥の安倉とあり、
により、安倉、

武家就其むく兼久以後百余年も源家の所知と有る
是を始とす 天宮之末武家の怨を執るを懐りて時
の酒色を耽りて資の道徳威名人の望む所なくして
むろくは道徳等と謙念を亡くするを謀

六月天宮諸臣を乞くして三史の論議あり酒日 後宮多
法皇大納言兼系定房を園本へ遣はして政を當りしは
られ園本在せんは源家の武家別家とて治てたそを源氏と
八月末福壽の師鎌元亨釈書代奉侍

正中元年三月石原水行幸

四月如後行幸

六月後宇多法皇崩 持也

九月古波頼負多治見国長ホ天皇の安山信とそを謙念を
凶人として謀害せしむるは六波羅の頼負軍を乞
て頼負必長と討殺す

二年六月日御中納言賢朝日御存年治基を捕らして謙
念を執る者人 天宮如道徳と謙念を乞んとすは謀を
乞ふ故なり

六月二十三日雷電山川の初もも流る坊舎三十余宇崩
人多く死す。白川洪水治中民屋もしく流る

七月方里山終大納言定房を謙念を乞ふは執事文を高河

終り謝せらるゝ。後、流るるは、其の帝京
朝廷に事也。

八月、禅僧、疎石、を南禅寺に住持とす。天竺、是より、禅法
を傳へり。今年、撰續、後拾遺集。

嘉曆元年、二月、末宮、邦良、親王、薨死。十月、高村、病あり、別
髪、より、出家、僧と号す。其年、大進、兼、養家、を執持
とす。讓り、今、法、貞、顯、と、連、署、其人、を、人、の、次、長、高、瑞、日、の
世、次、養家、也。利、賢、一、惠、性、と、号、法、貞、顯、も、別、髪、僧、也。
守、所、維、貞、連、署、執持、也。是、より、高、村、の、心、を、之、より、執
持、也。

七月、後、伏見、皇子、皇、に、上、春、宮、と、之、ら、號、す。天、竺、皇、子、
夕、と、之、り、也。閏、年、の、計、を、より、未、會、立、坊、に、り、傳、へ、世、次、

二年、十月、山、本、維、貞、死、也。
三年、十一月、天、竺、の、子、尊、雲、法、教、を、天、竺、に、在、り、と、法、を、云、
佛、僧、と、好、ん、て、密、に、譯、念、を、付、け、志、を、傳、へ、大、僧、官、と、号、す。
今年、南、都、七、大、寺、に、徒、確、執、の、事、と、も、有、り、會、談、も、及、ぶ。
與、福、寺、も、之、を、燒、拂、也。

同年、太、神、文、德、御、山、一、万、里、露、宣、房、を、敕、使、と、す。天、下、一、月、に、咳、病、次、
元、德、元、年、三、月、東、大、寺、興、福、寺、延、曆、寺、行、幸、密、に、彼、僧、流、
等、を、加、へ、ら、ん、或、家、を、討、人、と、す。傳、尊、雲、之、流、布、也。

二月増家親文親忠系等と捕し澤倉へ下向狀等勅を
奉りて武家と調法以て放り皆を流せり且日印資相記
あり本間親次曾相子河新九本間を殺し其父の讎を報
六月少系茂州執務を補以

七月日印曾基再澤倉へ下りて殺す

九月長清高賢逆成を拒し車をもとめて高賢討つ

高賢一族高賢を殺す高賢を殺さんと以車懸り高
賢却り奥に逃れし高賢を討つ澤倉の政より衰
つて人皆殺ぐ姑をたつ 主上も澤倉を謀志あり今年
山門東塔水谷より火堂社に因り

十月三日大地震紀元宣演陸地より凡廿四丁同七日又
大地震寫地頂百餘丈崩れ

元弘元年三月山行幸花見の御座あり後任少名親房子乳
家隆王と年々御衣を賜れ

八月關東の使節有人上洛以 主上及南雲法親王を流
えり 主上兼て中納言具行師行の御座り

八月御座り 主上兼て中納言具行師行の御座り
後房其弟兼房等供奉り花見の御座り師賢の御座り
天子の御座り 敵山を奪りて去るありむ六波羅より去
と遣り 敵山を攻めたり 主上兼て入り師賢の御座り

七重入多敷 之上河内よりゆへに兵を寄せて赤坂
山より麓に

九月園木の古軍笠置を攻め 主上山をわけて遊り
路次より捕六波羅入寺より又軍を寄せて赤坂の城を
攻むに成暫拒みて密に城をわけて全別山一源教尊雲
平津川の辺に隠して為す序等の出れに捕りて一宮尊
良以下に官をのこす捕り多敷師實道世長尾の山社
を襲ひて和智と称し春宮大史師兼少将
さらしめりて河内より兵を寄せて上りて
すくももわたりて 夏より 赤坂の河内

反歌

さらしめりて又ひあくとたあしりてか
いせしめし世も持たせりりり
師賢も世を出るいせも世もより彼方此方経歴しめ深
く魔もあまの山より禁ありりり
いししよもあまの山より禁ありりり
よ
思ひつれ入りし山にをいり
ゆふよりいせもあまの山より禁ありりり
日本十月成る計いりり西園寺大納言いりり

て量に即座。光嚴院と号次。後二系院の孫部
良の子康にを承文とす。

二年 常令正慶
元と用也 六波羅山の方より小系院後と仲時甫の方より

小系院は道長時多なる舟中より六波羅と稱次

三月高所使者長井高之上居西六波羅と儀とす

先帝後醍醐と隠岐に流す。七月甲朝于兼宗

在信門付依て来傳判友より余務を平とす。先帝の遺書を

望園に隠岐に遷奉す。六系は將右顯系以て支行存

三位局法奉次方教の令若とす。方とは丁の員号次と成り

小系所 國系源人頃日浪とて医方有るは 流ひて居る日如雲云

貝尾流し 昔津守家船

四月廿一日後海隠岐名に流す。法を奉る必分寺に入す

伯別隠別雲列の諸君。因以ての文を良親といふ代に流す

依て小別友時法路原を流す。因以て「官爵良親といふ所」

流す。依て小別友 妙法院の宮 流す。依て長井た道とて高廣路次

を流す。因以て京を初時雨とす。日足とを流す

うねりといふは流あり。こた

ふりてゆへに 余は乃村也

うねりといふは流あり。こた

流をえりて為明、筆一とす

文
本

いし世をくく人なり道の如く
たれやうと云ふ道一記
とをてて再名人事い志と云

す名もくもやう此の友あり
志いこしとれりいゆやと

己は僧波もて松山を移り年をさる大納言為替方より

松山心持くしものまてりも
志切のまてりえぬるあり

及那

思ひや侍人侍くしものまてり

人ま川ふしとよしやまい

大光寺宮城申玉一流と流後為名越と雲前と隠れ

還俗しと名護良と政下吉野城を守り今年冒

十月の年号は西慶とあらむ此月指正成布城

此政

二月 先帝の追長あり殺し或一流と師賢も流

千毎葉の配流西栗岡の山社とす

此堂は沖幸せし世の西新

りふ流し、しとてり

尾張の通るしと都人へ流す

海山を足敷宮もかしこ 我の心

さあうら君は活てふゝゝ

伊豆の之浦大洲津より活れども

あつらふまゝあつらふまゝの浦の津に

あつらふまゝあつらふまゝ 喜原の袖

路津より信を女のもとへ遣はし

里の海士の指がれ衣のつゝ

かゝささくれの形えりや

又薫物を焼くを横河に必要あるをいふ包紙とせ

たれし。夜中のうたぐり。志出さす

りりり。そらん。面影し。那

隅田川の意をよめる

事とひてまさらうらうら 隅田川

ゝの石はまも 始りりり

下總水碓系より月をよめる

あつらふまゝのたれし。あつらふまゝ

くさつらふまゝのりりり。あつらふまゝ

此にある郡中を指してはるる音をよめる

いよし。あつらふまゝ。あつらふまゝ

あつらふまゝの枕より。あつらふまゝ

配不^らし^く十月^の初^め宿^望し^て命^はた^まん^とす^る所^也

雲^のと^らし^く何^る雷^のと^らし^く

た^らし^くと^らし^く何^る雷^のと^らし^く

死^おの^こし^くん^もあ^らん^とす^る人^也

あ^らん^とす^る人^也

と^らし^く何^る雷^のと^らし^く

五月^の十九^日より^の新^羅の^新羅^の新^羅間^{より}光^をと^らし^く帝^臨

と^らし^く何^る雷^のと^らし^く何^る雷^のと^らし^く

指^さす^る人^也

七月^の宇^津公^徳又^奈向^正成^し合^戦

八月^の赤^松公^心指^さす^る人^也

正^成十^の破^の城^を指^さす^る人^也

九月^の十^の時^其族^大以^ち阿^多時^法及^二隆^寺及^二隆^寺

等^大軍^を指^さす^る人^也

櫻雲記卷上之二

元弘三年當今正慶二年を用正月關東の大軍お合て後良の皇子の守籠吉野城捕り守籠千劔波城あらむ。正成の家人の等々吉野城の城をせむ。

二月吉野城を攻め吉野の城陥り後良殆危村上義光其の子義隆を以て戦死す。其の子後良のたれ源山源守之及河の守を以て千劔波城を固めて攻む。凡殺十万人。其城破る。音申と失くす。其を拒む故もあまよく。其の新國義光皇子の列たり。然るも。定む。後良に在り。上卿の

中ノ義多を起以赤松忠心標名摩耶の城を出陣す伊予
ノ古井御能ら義多を起以忠心忠心奉一戰ノ爲也
菊池之怒あ少武少志大友具簡謀テ探取小澤英州を
攻む所あ少武大友却テ英州を救故あ菊池討死以先帝
隠岐公の取所とてむあ一々を裁まるとあり守護の
法も清もも務固す世山雲を仰ん 先帝昔所
後多羽流の中事一を思ふも忠後志とてけり都の法は
あをよび諸所の行末はとれんあく日牧殿をとり
しむ

閏二月成田小之御公方ちの法をかくらひ務固のま
の中御者も右社流山御前長より中御公方と長とを
てり中御のりをも同養長を君来 殿と恩も達せし揚成
全別山の守城並に清公の始起後良の計謀を以て録と
し一坊所 主上固て定めしむも弟をを揚世を奪ん
是れ御一と善も成田甚怒て山声も成て海津をわたり
次取し今取養固すしと之悪は御領事次に別忍御
を唱て養也の以 之上殿もも信と家勢はにおおて養
長曰御者も取の上山の峻固の化より見長高御有る器
あり執詔も取し計謀せし河為成ありさうんやけし由雲
必隠岐の存りを計て味方も属取ししと一月公の始治之御

高久をもつに幸茲國の土の中高生名之稱義徳高貞
一族あり先所らひみんと我徳をむせり招て進法の次
て法に蟠記の事説く於是義徳も心解て先帝一志を
通す教とそふ義長悦む我徳とて去密詔を蒙り口昔
義長雲霧に海海しく高貞を斂つて初沼の密謀を
従とてしめて應せし別へ義長を逃おほゆ伯州一都人
と徳貞をより先帝徳心の多乳坊 先帝の震襟す
起すの國屋道流等若大集おたりまらんとあつて徳貞
お雲海霧の藝國の会士守り不可忘と六波羅羅子若ら
故とておの族をく人を改るゆ雲大社の神を徳道もこれ
も法にゆけに細細す示州義長途中より法進州義長を
や一と膚る 先帝再上山を岳の
時義長は月宮次 かくおれおく 先帝計謀のきき
官女に義徳一婦り我徳んとけおけとけんと徳子孫
雲霧に流り也もち久の徳よくつる密詔を蒙り高久未の
定史次は義徳を押さえて智慮を口次日廿三日一陰行序
視急で義長義徳を斂つてとても果ては密詔頼實
昔は徳前も國とのうと人あゝお如く義長次はあり之位高貞
と偽て路を國の士に殺せを招て沈碎のまをれよ彦次あり
民屋も出ると稱し 之と上も日雲も先帝も進行序也類是
子副成用と金若雲界とあり義徳は徳子の政心もあ

日廿四日黎明。主上自ら泥土の地をふりて大願成由
今念供奉次之位為一行房副て成願する。主上御前所
御願成願の事御時成願成馬よりなりまはる。

之上をえて別成馬の事を御願をいふの背より即所
より千波津よりうら成願成馬の舟を求て。主上信成馬の事

くをいふの事日廿六日巳の別成馬の御願成馬の浦よりうら
供御成馬の御願成馬の浦より御願成馬の浦より御願成馬

今成馬の御願成馬の浦より御願成馬の浦より御願成馬
より。主上信成馬の事御願成馬の浦より御願成馬の浦より

と成馬の御願成馬の浦より御願成馬の浦より御願成馬
より。主上信成馬の事御願成馬の浦より御願成馬の浦より

より。主上信成馬の事御願成馬の浦より御願成馬の浦より
より。主上信成馬の事御願成馬の浦より御願成馬の浦より

より。主上信成馬の事御願成馬の浦より御願成馬の浦より
より。主上信成馬の事御願成馬の浦より御願成馬の浦より

より。主上信成馬の事御願成馬の浦より御願成馬の浦より
より。主上信成馬の事御願成馬の浦より御願成馬の浦より

より。主上信成馬の事御願成馬の浦より御願成馬の浦より
より。主上信成馬の事御願成馬の浦より御願成馬の浦より

わが海軍地部を捕長なる一族池田宗徳を不憚大鬼也命

仲高徳を命基長 長言 二男 乙帝丸 日之雨後 号也 名和右衛門 長言 乙

口即命行長 如行 其子又命茂泰其體六命命義武河内

其命義実亦其孫也古山当別法徳増徳也 長言 徳

昔人引果しと云ふ船上山近村ハ流重ク檀方及徳沖之佃

地一長高ク二男基長又久平の地を銘ヨ海ノ妻子を徳し

其銘を秘し又根を船上山と云ふ長高ク瑞徳有司松

丸北の之侶ノ東海家子おわり長高ク丸東ノ村ノ臣一長

年と攻む 長く云ふ 是 徳収者ヨ徳高ク銘中徳ハ長付其介

お徳ハ之云々 世孫 新之七平余人此向ノ田所 其弟善兵衛

指直善兵衛等 此ノ事ハ 徳川ノ命 三命 弘義 我々ノ地也

人等一法高ク其孫等ノ同ク之を法せり也 ノノ故也

我死す門九日法高ク流ノ本流ニ在生ノ師を師ハ南北より

船上山を路ル 長年以下能拒テ敵取ル 長年傳今夜

一法高ク銘を秘し力我徳高ク小船ノ事ヲ徳収の云ニ退ク

長年又精言ク銘を破破テ首ニ千人命始ナリ 長長銘小路を

トせりハ凶流若干討捕長家ノおわく西中ノ徳士也集徳

徳治別友也其 其才義徳を獲リテ事法 其未の云生河内

名和長義日命 行氏日七命 命入ノ長妙八命 高重十命

行泰 各長年 徳ハ命 名和日命 徳ハ命 徳ハ命 徳ハ命 徳ハ命

一今廿六波羅を攻破体有る波羅仲河河を色 新帝

多しと印よ 後伏見 花園 ちよるを獲奉るく高城也

て宮を承りおむく時を承りて宮に江に宮を承りて

く徳河部を承りて宮に承りて宮に承りて宮に承りて

宮に承りて宮に承りて宮に承りて宮に承りて宮に承りて

て宮に承りて宮に承りて宮に承りて宮に承りて宮に承りて

宮に承りて宮に承りて宮に承りて宮に承りて宮に承りて

宮に承りて宮に承りて宮に承りて宮に承りて宮に承りて

宮に承りて宮に承りて宮に承りて宮に承りて宮に承りて

宮に承りて宮に承りて宮に承りて宮に承りて宮に承りて

宮に承りて宮に承りて宮に承りて宮に承りて宮に承りて

宮に承りて宮に承りて宮に承りて宮に承りて宮に承りて

宮に承りて宮に承りて宮に承りて宮に承りて宮に承りて

宮に承りて宮に承りて宮に承りて宮に承りて宮に承りて

宮に承りて宮に承りて宮に承りて宮に承りて宮に承りて

六月十二日六波羅を攻破体有る波羅仲河河を色 後醍醐

別入洛揚名揚別書字山より義久よりなる時滅亡の事を述べ

物に成る所よりなる時滅亡の事を述べ物に成る所よりなる

物に成る所よりなる時滅亡の事を述べ物に成る所よりなる

頼意是と云

桂のきしむしやうのちきりきん

りあのゆきまらぬのち

六月京总方氏法守府の系を補 至上殿のそ祚をく

二條及平たむは。再任し為氏の長者とされ清事をと事

る頃たじ園内蔵をあらは自中へつて板之其外再任のら

雲字あり又解官の者あり一之所の礼は流るしとす事皆

物京派と事北にる我長也内右臣の河原公兼是しむれぬ

花山院師賢より文貞とを後以故月護良字より征平と物

軍より任し入信原より中入望ありて候より相取し成る事

威勢をくちて免より親と人とし 之上許字を以て氏

あそりて護良の継母准后より任して姓を免

七月十劔波の事より後系皆流し

分古氏尊の字を以て改りて成り候すなり 之上事

一流の流を絶し親准后内蔵とすよりして貴血村中へ

以て方下却りて事と事と中納言為房時より事とす

十月山島より源頼家法長より任しり向以我良也

陸奥大守より事と事とを撰り上卿入りて及忠輔依以陸奥

山羽右衛門御使候

十二月廿八日成良親王園車より信直源直我親後

津金より向二階堂小治山城を飛り報す此に

櫻雲記卷上二

櫻雲記卷上三

建武元年正月大内東造管車初也日廿九日政久日春尊氏武
苑中後中徳を給り義貞より上卿指磨を給り直義より左
二と多由を給り昭隆義仲は徳河を給り義貞嫡子義頼を就
後を給り正成より播津河内長年に因幡伯耆をたぬを就
其余の恩賞は多く赤松忠心獨貴を給ら次胡家を
恨む

二月九日高所疎堂中宮信長の子一統等謀叛津金を初め
利あり又紀石城を破り山に城を築正成討死す

此月十日在法水行幸

同日護良子陸良誕生

母原左衛門
師資也

二月護良關東(流罪)護良出法印良忠殺す

七月紫宸殿上に比毛時海隱岐の唐を射之

十月奥平津佐の志流時如高景等治良(護良)

二年古雲玉より新馬と進使

三月沖納言為房過世西園寺大納言公家少系より時才忠性

謀叛を乞はるる時還俗して時興と稱次と附りて時行ハ

關東を起りて一族を討つ時景少系より起る事願して公家

を討つ日執相平俊重を令云云氏光之旨文衛等誅せられ

二月顯宗(中納言)の位に義良叙之位

五月高氏(嚴治)の位に日井(日井)の位に人等國司兼宗(宗)

相光顯を殺次少系親房其子顯能顯雄之人(伊塔)より向次

時行(信長)を討つ(信長)の位に(信長)の位に(信長)の位に

留守(信長)属次(信長)倉(信長)次(信長)武州(信長)府(信長)中(信長)少(信長)少(信長)

自(信長)次(信長)温(信長)川(信長)刑(信長)部(信長)左(信長)輔(信長)義(信長)孝(信長)細(信長)川(信長)村(信長)負(信長)新(信長)田(信長)師(信長)寺(信長)我(信長)

あり(信長)の(信長)位に(信長)或(信長)は(信長)自(信長)害(信長)治(信長)又(信長)少(信長)少(信長)の(信長)位に(信長)時(信長)兼(信長)時(信長)記(信長)す

七月(信長)漢(信長)倉(信長)を(信長)攻(信長)む(信長)直(信長)義(信長)謙(信長)倉(信長)を(信長)攻(信長)む(信長)法(信長)護(信長)良(信長)也(信長)東(信長)光(信長)等(信長)と(信長)を(信長)

下(信長)朝(信長)次(信長)護(信長)良(信長)親(信長)之(信長)古(信長)以(信長)時(信長)石(信長)振(信長)等(信長)の(信長)位に(信長)法(信長)護(信長)良(信長)也(信長)東(信長)光(信長)等(信長)と(信長)を(信長)

下(信長)朝(信長)次(信長)護(信長)良(信長)親(信長)之(信長)古(信長)以(信長)時(信長)石(信長)振(信長)等(信長)の(信長)位に(信長)法(信長)護(信長)良(信長)也(信長)東(信長)光(信長)等(信長)と(信長)を(信長)

討死 洞を謹良と 誤志 つうよ 就名 東部今川の忠臣 死之節 殺不經日死

防戦 つうよ 自害 つうよ 誤志 つうよ 就名 東部今川の忠臣 死之節

初命 出流 追討 出流 自害 つうよ 誤志 つうよ 就名 東部今川の忠臣 死之節

八月十九日 相模川 今戦 日今川 相模川 今川 官系 利 今川 部 久

山城 付 出流 若名 列友 持 自殺 出流 出流 若名 出流 若名 出流 若名

余人 鎌倉 大師 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名

背月 奥 今川 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名

とく く 出流 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名

今川 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名

是 つうよ 出流 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名

と つうよ 出流 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名

尊良 親 出流 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名

の戦 つうよ 出流 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名

十月廿七日 多 出流 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名

三月 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名

次 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名

あ つうよ 出流 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名

廿六日 行 出流 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名

延元二年 尊 出流 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名 出流 若名

以上大詔より口をきり敗軍
之上敵山へ還幸軍師成入内
裡京中炎上結城親光討死細川定禪と二升寺へ遣し敵山を
せんとし次奥州より多良親王少将頼家諸軍を將ひて攻上り
時斯波陸奥守家長お馬重胤寺におれんと戦て叔中親光寺
よりおれり家長重胤自害す敗り義良頼家敵山よりおれり
亦氏村の守城親光寺を搦く大鼓中務を怖自害十六日二升
寺今我官軍平定新師氏胤討死す是よりおれり二升寺
今我官軍二升寺と攻破る定禪敗京義光寺左軍京
せ火入れ官の承りおれり相京必死を討捕り口を閉ぢ
ち知院官法印平良親王を將ひて城切のめり口を閉ぢ
八日九日の合戦は秋之彦御憲彦御義防戦口を閉ぢ中河門
京極の祇園林地を臺より自殺以共子憲重行は京へ集
して我軍以何んぞ先づ討死恭評定子河部光長討死次尊
氏毎發利に承ひ都を没落正今も正成種く奇計を廻ら
し切化之たり

二月主上敵山より還幸義光京正成寺より氏を逃所捕ら
るる所よりおれり十三日橋山にたれり我軍の多良親光重胤氏
とすくふことし。義忠軍より自害す我多良魚沖臺よりお
て敵より自害せんと欲す細川律師頼りは是を待めず船より
流されたりむく討りて氏休

今むうふう、石の浦 ちうん
き、それやらぬ 我思ひくか

細川味氏係次

武士はさうやういふのありし

こすしこりにー 友 済めい

是よりぬく、ゆえに降伏したるに任ずる軍代武備九人の名は
信し、前代、子軍代、軍し九人の名に志く、前代、
原、次、為、之、西、方、向、延、川、の、多、赤、松、系、心、寺、西、西、の、法、士、皆
之、成、り、麻、布、一、京、師、花、山、池、と、皇、居、一、次、為、之、親、之、元、版
加、冠、少、名、親、屬、ありし。

二月二十九日改元称建元

後元 北京建元
廿三年 9月

三月十日江田大、彼、西、西、八、日、を、名、名、れ、わ、く、官、軍、軍、
柄、信、恭、軍、柄、し、く、お、馬、川、平、寺、の、法、を、車、し、果、し、の、城、に
い、山、深、川、船、渡、城、を、交、向、し、て、改、新、城、を、お、る、海、軍、先、流
寺、武、敏、一、逃、奔、傳、又、官、軍、信、城、白、川、入、江、家、漢、中、村、六、節
寺、字、々、衣、徳、師、孝、子、お、法、武、家、方、お、馬、光、流、此、白、く、残、し、廿、日
信、信、恭、軍、柄、お、馬、川、平、寺、の、城、を、と、り、お、馬、光、流、と、逃、我
廿、日、信、恭、軍、柄、是、日、京、師、の、れ、お、く、顯、家、中、納、兵、又、昇、進、し、て
海、軍、角、の、お、軍、子、任、し、後、良、及、野、家、柄、お、る、其、名、は、向、の、名、
い、山、深、川、信、十、六、日、の、名、領、を、傳、し、兵、柄、を、し、向、先、信、恭、軍、

松ヶ城と攻む

四月後伏見院崩御河内山崎河内山崎の切なきよ尊氏も院宣と
相争ふ六日尊氏弟田の姓よれわく右馬頭平武家のお
徒之氣湯中城坂口石河本合戦武流等敗北す同日九日尊氏
より新へ七田右と信休と銘し武家守物多原唐橋河内亮
右馬頭平武家も尊氏に合戦して攻致す武家方後走は尊氏義良
頼家も尊氏に合戦し北河内尊氏と義良大軍を將ひて松ヶ城
に攻め上たしわく之浦か言程を信休

六月八日頼家も尊氏のおまをたふ那頃の城を攻致す尊氏退れ松
ヶ城の城攻に成り知し尊氏をすくふ正成等策を成り
とく御討ちあはれふくく多原もありわく尊氏と合戦
正成深川より討死義貞もあはれく帰京 主上又叡山へ降す
氏入洛 花園上皇を東寺へ請して 持明院方の皇孫を立
んとす其日頼家奥山より城を抜く城におりて足利乃と
五人はあはれ

六月尊氏高師ををくく叡山を攻致し官軍も頼家も討
死家子の軍加ふれて師を高師とち戦ふ田村氏戦死す
官軍高師を討ちとくく官軍在唐の村唐も討ち三師九
人の寺致死す

七月十三日尊氏高師ををくく高師も討ちとくく高師官軍討ち死す

名和長年討死

八月廿日奥平のわが頼家法軍を止む川名少将の城を攻
新川邊新城を攻め其を併せ川名の流を川に平し之を

東平の川に併せ頼家の名を西平に合して之を東平
二階堂の御を併せ十月御平のわが豊仁
後伏見の事
又東平の事

即後、光明院尊皇の計ひより建武の年号をりしは
た出治徳忠為関白を改元たれ考次頼家宗系 中平宗主

中平直等成と止られ 先帝の宗系をすりしは
十月後醍醐天皇の東交 時良親王並に尊良親王此をりしは
く路次多れわが子少命認し多れ 主上尊皇の御をりしは

は若くは院の御をりしは月御をりしは守新を御の城を是利
多後との師系固んで戦川

十一月、法大徳を以て建武五月十七と宗を定武家の代とる
十二月、主上御をりしは都を逃むを御の近幸 柳正成の子正行

まが侍後しを忠信長等まが侍小源頼房頼朝の御をりし
廿二日少将頼家 在 後系頼朝日室也 在 後光世 在 切羽

ふ小京をわが城を止られ中平川守をりしは
是を御をりしは御帝を二人有り

延元二年

北京建武四年

南朝後醍醐帝

北京光嚴帝

正月尊氏或致大捕

頼兼光以奥州官領と多執

頼兼依仕年氏家入道誠輔佐次 八日奥州出汽路

紀依之儀親王及顯家追代せんと欲し伊達郡后に召よむ

もむく信成上即ち源義房在海后然考も以多執日右大臣公堅

太師基中納言實任北京より吉野より来ん廿一日遣ち吉野

派公皇太子儀親光等北条より捕らられたる南朝を

も信成之廿六日然考もれわく白川入るるたてて御家方馬

相病九一候今我流日より御りも双方打死甚多し

二月廿四日常陸中田の高尾山にわろく山田宮内少輔治良が
陸軍大掾と義家方依行義篤合戦に彼る

三月廿四日新田義家以常陸中田に在りて治良と合戦し治良
敗れ月令勝の城没首義家自害治良自害王も自害
春宮恒良ハ京へ返り

四月廿四日徳川朝一車取日月も氏細川初代として
公家領を將領夏冬治法親王勢兵一隊山の邊より征伐

源山を付印するなりわろく三郎
この山都の人ハ侍らん

七月十日日野家東江九郎祐九道前人として常陸と取平
依行義家と常陸源義家合戦し日野と依行と合戦し治良が

九月十九日義良親家とより信成入江西征平人知奥列を免

十二月十二日上野守カ子カハ祐河にわろく合戦義家親王を討つ

室長を武列三討捕治十六日武薊山平保承より戦て赤軍を

菅日謙信よりめて山室松本前原平一の合戦も親家利あり

同日義貞義久小倉討行親家子馳加り親足よりわろく義任戦負

下謙信を討つ赤軍義良親家列上原赤軍方上原柳井泊加る

取軍の士軍をよりわろく上野と親之浦舟を廻り赤軍方とな

る今川親信を討つわろく馳加り親足よりわろく義任戦負

捕之りてを免し濃尾守田より赤軍を討つ山をいひわろく

武家方加勢

延文之辛

北京曆
應元年

正月濃別を所系合我廿三日吉田内右衛門左衛門

師基内右衛門任日月弟久弟伊柳山右衛門少少威を振て京邸と

攻人し能次

二月四日高師泰細川乳春寺京邸合我六日定地川より

十日高師雲津川剛股川口よりわかれ合我師恭等好小

二六日高師わかれ合我京邸得利是わて弟久弟伊柳山

願家河内合我春日中將願家八幡と後

二月八日八幡道河内古市川系合我南方軍破

日月弟久弟以高師安友行師陸奥の守護

二月京州堺浦合我願家京邸修り安信伊柳山付死十一願家

新田成興八幡山より京邸廿八日折家京邸八幡山安友

六月師志八幡と攻修治時溝抗家兼日感兼を南方の合討

閏七月弟久弟京邸の城をせりて流るるありて死十七願家

日月願家叙從三位陸奥守自是伊柳
國司始

同日廿三日良叙王澄法叙王宗良叙王
と号以下京邸よりわかれ京邸

願家結構入江浦ありて京邸東国至修治

八月十七日願家より出帆

九月十一日伊柳山よりわかれ願家より京邸船中より京邸

切き籠く日を経敷州大納言為定^定係次

かつ侍と云いしよりいそぐ人なまし一境

山形橋きんしんしんしん

返歌 守良

故にいふもくくもみき即し

をのむをいふるん

又 守良

興國元年 改まら多記 沖代の春 侍等も

不考の事いし ねんしんしんしん

同日南朝をたけ阿高守良更に此品朝田部と賜地以成補す

十九日勅を交顯原奥良の玉司と改め白川の城の中侍北七下

徳小助城没落是よりわたり一石の言 尊良子号守津峯 在る

奥良より官位終極信神凡和記三巻を以て故に白川親朝派

記を更すに

又同日守良を所より一と記准后より高直よりして得る

日記にわたりぬるの流しは

ゆけらあやあいの根といふらあむ

返歌 守良

流しにわたりぬるの流しは

さみまらぬくはれりん

七月廿三日... 春日... 起次... 舟...
 舟... 舟... 舟... 舟... 舟... 舟... 舟... 舟...

舟... 舟... 舟... 舟... 舟... 舟... 舟... 舟...

七月廿四日 輕良親之北... 八月九日 南... 聖... 聖...

七月廿五日 後醍醐... 建院...

建院... 建院... 建院...

只ひやしうき海のわしし
うらよしうらよしうらよし

返教尊系

色くろく神の海のうきくし
うらよしうらよしうらよし

九月九日源氏支利復次

十月十四日 後村上帝即位 諱義良母准后廉子号新待賢門院先帝寵愛之人

通法經忠を因りて次師基在在はも経賢次別者も経賢院定也

口條院賢執院次 太神宮奉事御中使 新帝沖刺衣

口の海の流もあさき海もしし
み川のたうらとをえりし海もあさき

九月九日源氏支利復次

九月九日源氏支利復次

之は其帝の源氏の中も其の二系 新字 初在らばとありしと

宸筆と深らしりるをえり新清賢門院源氏

かりしはも二系 新字 初在らばとありしと

又先帝は源氏支利復次

是れうらに海もあさき海もあさき

あさき海もあさき海もあさき

又先帝の宸宇の裡に理也後と云々達智門院御次

いそぐらうとて身の水ささのあうれりて

のうれりてこの路へえよとて

宗良親王を元井甲の城に在りて 先帝の崩すを風笑

て悲歎して深山の谷ひつご〜長月の末時あひまらるる

後のねむりて世もたゞみそつて和音を休は條の別当次

御歌

秋のやよひれとほきぬふらふ

そぞろのやまといふにけある

五言五拍子

け秋の湖をさへてけあるに

ゆふいづらうとれぬふらうとて

宗良親王を御次と云々〜世に歸りて御歌を御次

か〜と〜思ひ〜たもかひあるに

にの世の糸のみり〜の〜

宗良親王を御次と云々〜世に歸りて御歌を御次

送る〜宗良親王を御次と云々〜

一節よあひひさたぬぬ〜

このり〜とて身をもさけ〜けある

とひけりて身もあて宗良親王を御次と云々〜

相うひ入紅神奈寺属して軽く安よる係又信をい神人と志次
作らふ玉衣者う鍬る興良親王所とゆふ是と訪ふ于所寫生
山の景や妙あるを都人の望あらんと山のやちを盡せ二條
為さるる一物もして係次

みそりやふかいらいこらよのまの
とよらぬ安土のちねあうり

返歌為を

及びいや敷方さうたれよふれふめ
及もぬやうとめりしはあふ

興國二年

北京曆 應三年

新帝よりやと帝都よりいへり行宮殿園あり

今年中名所御之教房神皇正統記五卷と傳へた所より考ゆへ係次
月以雲宮微小昇進降自殆断絶其人と此後是二月より係次
房者庵山田の城に居して破る所二卷を傳へ考ゆへ係次
百友清原破年と傳へてし東代より考へ帝都の多難と云
川べし教房物成おそあううと東山も考へて文書の一巻も不
後して軽く是を著兵凡人の所傳とあり次ありとありて教房
多とと遣一宇津宮に信世を教次
口月夜御和と多う南海より和をいふをたひらえと次
二月多御伊勢山より病死細川親善は書を後一平坊次出紙
とて味方より病うれと士軍とを棄け

八月奥の宮号宇津常ノ山田城ノ入春日中ノ野時ノ際

加振是後唐梅脱后ヲ経奉刑被ク捕交仲等供奉以時

如ク官守ノ應あれ即違宮内ノ捕出川村ノ由打爲

南郊滴石等々ヲ奈し斯彼思ふも都ヲ攻メ葬母ノ羽子也

此一族ナシヲ討捕保今平也ク宗良叙王號以是ノ在り

為多ヲ領取ハミテヨカク以テ刻チ人ノ欲取我時仲

舟負也等ノ志ヲ被レミ行来ヨウヤク忠ヲ信リ以テ

不足をクハミテ依取

凡テ所ノ所ノ其ノ事ヲ以テ自其年ノ其ノ事ヲ以テ

其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事

車ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事

通リノ其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事

其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事

其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事

其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事

其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事

其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事ノ其ノ事

信濃西よ著うわうの旗を返原とて徳河の人の言(強ては原

ふ)の根の細をえうも君と一夜

あまの山嶺いりくもくあし

日よち河東よつたる香坂高宗寺属して是を貴公以て

あつ少公のまに 南朝よつとを平うれ旗あやう宗良折り

應一とやうと神中なる室の甘味く飯う赤寺泊うわげ飯屋をう

一板中を笑しこーちの室をたう

を浦とをくわつはかりりぬ

興國三年

北京曆八月廿日官軍塔名田丸の敵に指差る高宗寺

師袂をと政宗以宗良親王神中玉を在る係以

かきあしとてまきもたうしれ

あしめやうらめかし声ひたさうし

日よち河東よつたる香坂高宗寺属して是を貴公以て

あまの山嶺いりくもくあし

ふ)の根の細をえうも君と一夜

あまの山嶺いりくもくあし

あまの山嶺いりくもくあし

及親為定

あまの山嶺いりくもくあし

こはけあしとあけりしに

秋の風やふさぐて名このあまの

~~~~~

日向く宗良陽原とゆりて

あけりしに教まるとて陽原

~~~~~

興国四年 北京康 二月石音之字内あけ入るる慶徳の白川

法城親朝之子顯朝へゆりてあかふる属次びしと顯朝は

從次又沖取書敷而是をれりしとてさうりて去りしに

二月廿九日たるる國の城あつたの城とあかふる所法城あつた

とをた返ししとてあかふる春日中將一掃中將山田清久あかふる

四月二日詔の軍あつた法城直朝顯朝の外他行一隊百餘人あつた

あ日顯朝は代の城をわけてあかふる計謀してあかふる詔の糧

の通商をさしお断るはあかふるあかふるあかふる

五月廿二日高之河も師あ

~~~~~

六月十日詔の軍あつたあかふる十五日山田直朝の村あつたあかふる

あかふるあかふるあかふるあかふるあかふるあかふるあかふるあかふる

あかふるあかふるあかふるあかふるあかふるあかふるあかふるあかふる

あかふるあかふるあかふるあかふるあかふるあかふるあかふるあかふる

以仰伏致すのめ

七月十二日

教朝居る子歎然者何  
任るるか歎然に多ハ希任

一品美伸ノ居る白川教朝

流理にちまも任以十三日今我味方軍ノ利を以たりと常

且少部新城之軍を味方山田一旅宗戸田師の志より計

死以志加り且師を以内郡野城より退く廿七日師之軍を

を奪し計以我死す為者多しとて遂に敵攻廿八日所

川原本館宮宮寺山字示の欲の要害を攻く放火す

廿九日敵宿敵没落之夜間者を以て師あり也す味方軍を

急く洗拂ふ新敵も

九月師ありぬるむを奪す味方長谷の某はち居ち心と翻

しと敵ありぬるむを奪す味方長谷の某はち居ち心と翻

頻りにかえり請とてしとる案

十月二日師を以行山田等と引率し田村の志を以て八日師

あり軍士を奪し園城を攻るを以て大宝坊下妻城北寺山へ茶

しと雨城園下の志を以て且之を七師軍將として大平

高橋武別常君の諸を教中騎大宝城より進く南長平より

降伏是より終り願信具信勇士とて之を以て敵を以て

敵を以て終り願信具信勇士とて之を以て敵を以て

城法起入る是と守る中郡の城西明寺の城は守りて

是より田村の志を以て保の城に保護はる是に城攻各古は保

是に城攻各古は保

城のこ味方の清城を隔りて詔を遣る事口はと、然るも  
城をのりこりて妻とともは別後汝其より因情も所承師  
みも留りて田村中領安堵す月迫もあて師を去るを以て  
山田城を御取今年三月も氏の母後法子卒次上取れ  
意せし  
興国五年 北京康  
保二年 春宗良親王越前より信州より去る大海  
系の國よりみみ次子付録次

かじの者りうみそめりのと片め  
あつしらのやそよのり  
春のあつしあつしせしそよ

歌はるは別あはくまを借すし  
ま川さし清城の秋朝味方をそむき  
通

正月十日詔を詔とせり

機雲記中し一



興國六年

北京康永三年

北畠親房關城の援を乞請し之を以て今に至るまで累年攻め分日増して急を攻城殆ど是し迄ありて救の乞を請んと欲し書を白河信成大藏に傳せ給て曰

去年六月凶徒師冬等襲來之後戮刀<sup>事</sup>自非<sup>時</sup>恃<sup>時</sup>其境者依無異途連々堯羽檄之上自他形勢推察更無所殆歟最前依被申領狀諸人暫雖待救兵之到殊及遲引經五箇月間到治久以下悞者忽以變所存屬凶徒

訖移當城以來分城彌縮士卒已減艱難之  
甚不言而可知空歷九箇月未見一人之戮  
刀周章之至無物所喻焉當時近境之中御  
方城擲綫六箇所也先此閉城者宗祐一身  
日夜馳走至今可謂堅確也至自餘之族者  
反覆之情極以叵測凶徒專依圍當城船路  
陸路共以斷絕於白晝者更無往來之人臨  
興國六 暗夜適雖有一兩之出入殆希有之儀也依  
之面面失瞻略或放却棄馬或交易甲冑如  
此之類縱雖欲全忠節果而無炊骨易子寤  
字下 妻城者本自人情不一揆正負者尚幼  
稚扶翼者互爭權隨而浮說不休私國亂可  
出來之躰也竹園御座大將顯時朝臣經廻  
之間聊加斟酌許歟此外中郡城者顯時朝  
臣乎勢等也其勢不足恃兵糧又無畜真壁  
城者起 洽怒一人雖存忠義一族即從者皆以  
有內通之聞西明寺城者本自遼遠殆不及  
音聞然者件五箇所之城危如燕之巢幕上  
伊佐城者行朝朝臣忠臣不撓欵之聞當時  
隨分不危之城也然而閔下妻兩城難儀令

至極者以一所不可相支者也抑戮刀間夏  
其境計畧之分大概推察之後者不及盡詞  
依無勢斟酌之條誠又非無其謂所詮於時  
節者可在東奧之勢矣向之期子凶徒未去  
國府合戰之習機亘叵測猶送日月者此境  
官軍悉向枯魚之肆歟雖導江海之流其有  
何益焉矣向之段猶不容易者出士卒於國  
境可被示形勢歛之由自去牟再三雖懇請  
猶以不事行之間御方所存逐日令退屈者  
也贈一位在國之時愚身上洛之後就尊氏  
叛逆之風聞不日上道遂成大義早彼時當  
參不幾之勢也凌數千里之嶮難早達先途  
是志之切也第二之度退國府入靈山所所  
相塞以二兩端然而志之所之押平海道在  
千幾內早至其身之大失者非士卒之敗北  
天運之令然也同時戰死之族亦以不幾雖  
然其身之不幸忠孝之道者可謂道限也然  
乃以彼時思今日真實被存其志殘置守城  
之勢被矣向者伊達以西官軍盍無同心志  
之切与不切也殆見近日之肅事之火急甚

於趣湯漢至老身者一瞬之間全忠義欲以  
余命報先皇計也大義之成否否不必係  
心腑運命云極者失一命之外無他事不可  
爲遺恨倩思此理難知暮殆依難期後信聊  
所攄畜懷也鳥之將死其鳴悲人之將死其  
言善云云我國者天祖經始之地

日神統領之州也聖聖相承授受不忒且依  
禪讓且歸正理所經九十餘代一百七十餘  
萬載也縱雖及末世有違越

日神誓約可證無窮故也依之上自神代之  
古下及人皇之今欲傾國家者不久滅也欲

圖逆節者必絕種類世之所知誰敢疑之而  
今尊氏等何者哉罪惡之甚先代未聞盜據  
中原已經七箇年何其多幸也但兼平將門  
六年而已已永兼負任十二年而潰先跡有  
之時節之未到歟倩見和漢之凡成大奸者  
雖終取敗已有過人之智力暫保首領也今  
尊氏等爲体非可知政要之器可貽子孫之  
謀家僕師直假虎威陵礫星代之武士彼等  
一族誇張已比擬高時等行事凡皇代輩皆

是王民也保元平治以來屬源平之家各爲  
陪臣不屬皇家之列兼久以來刺拘義時恭  
時等指麾及百十二年然而彼義時恭時等  
隨分存公義不忽緒朝憲撫育傍倫似辨政  
術依之相續累其世兵權被天下畢有心之  
輩見先祖之譜系者不可心恥哉幸過一統  
之聖運匪啻木矢本所帶直義 綸言恣給  
官祿誠是會遇之時節誰敢周旋之而或爲  
遁一旦之害或爲全所帶之利与同于尊氏  
逆節刺頂戴師直等何面目先祖於地下遂  
乃屈節忘名之輩爲數度之降人弓箭之恥  
何事如之而更無面恥之色可謂文武之道  
掃地而尽也就中義平逆亂之時先祖秀鄉  
朝臣立勲功先兼下野武藏国宰後任鎮守  
府將軍已未代代異他之一流也於清盛賴  
朝等事者起自 勅命管領武門之上雖不  
能左右謂彼等先祖者有何由捨多幸附屬  
定非才意歟適復旧儀可與家業之処重背  
皇家与同逆徒先祖若有靈者豈不加睚眦  
之怒乎爰故入道上野从朝臣深存忠負感

悅一統之運，什公私被表，慙慙心中更不忘  
之足下，父子為彼嫡流，千今無違，失親光失朝  
臣死節，其跡相續，而致忠是併亡魂，懇誠之  
所及，積善之餘，虜也。此此於眾人者，九牛之  
一毛。論此於自門者，百鳥之鳴耳。帶此名譽，  
抱此忠節，遂無瑕類，弥光華，豈不被庶幾  
乎。愬可為辱後惡之大惡法，別可謂昌先烈之  
孝道也。而如聞者，近日遊說之輩，於所々各  
樹異義，放或云堅守城郭，伺天下之形容，不  
可必好挑戰，尊氏等誠有運命者，一身不立  
義何為臨時歸伏者不及失家之恥云云或  
云坂東諸城，縱雖令覆沒於奧品，相支者又  
定可送時日，歟。京都諸國之謳歌，凶徒滅亡  
之兆，稠疊。隨事休成大義者，還可有巨益云云  
或不與廢，有時運命有天，閑可見損益之際，  
故贈一位等為全忠孝，雖令上道不達本意，  
先鑒如此，宜加思慮云云。如此之義，於此鏡，猶  
以多多自可有被觸耳之途哉。不謀辯大義，  
不存遠慮，族者厭即時進，爰之經營，必可與  
同緩急之義勢也。且又愚老年来，隨分具負

之類猶以有向背之所存頻揭不可何況於  
踈遠之士卒乎至如此夏者雖不足如意万  
一及大義之障礙者可無公事也當豈出皇  
族久立公門晨夕所習者朝廷之禮儀和漢  
之章也生於太平之俗不知亂代之凡何況  
武家之故實邊鄙之成敗万而不得一理諸  
人之不受皆所自顧也殺此身不可塞其傍  
矣但為先朝之一老具蒙慇懃之顧余於今  
殆傍若無人於當代又有保護之勞恐似一

自之安否不被測御運之 叡慮也依之語

萬存忠之輩何坂東奧州之形勢各擁義旗  
之時節忽失一命者万方可解躄之條為之  
如何與品一方暫雖守節義諸方凶徒一面  
攻之者適歸順之輩反覆無所疑矣將軍三  
位中將赴任之後三箇年未立一匡之切其  
身未練又無扶翼之輩於愚老失命者雖有  
其志更有何益然乃據今時之衆議者不異  
積薪於猛火之上暫安其座別有異圖者不  
足論之欲全貞節者爭無遠畧貪餘命望戮  
口者上天罰之祖神捨我焉只為天下死此





わうく 秘教のうらみとせし

多しわくはるちゆ東より年月を流れてはを期はづしとて  
高宗等々大徳もむしとらんを替へ

いそりりふとれんもくじに  
所をむしとせしとてくはり

正平二年

北条貞社三年

武家方自官は後成市川源正頼別あるの某伊豆  
武家師入る大軍とてくはるは山田村に居る未の  
法成を攻め城を急く取らん

七月廿七日源政の仲綱之公行定世別ある

正平三年 北条貞南 正行又正成を逐ふ是に二の右中と扇取

正月八日源氏高師恭をくく南方を撃つんと欲し東  
條の城を攻め

二月六日折春本谷師恭と相正行合戦

三月十二日折野村武家方河内守と折山の本と合戦

八月正行軍士と相し河内守と相るは河内守の細川頼氏  
をくく討つむは井寺をわめく合戦頼氏敗軍休む本谷師

た歩の川原田本谷師村田本谷指原等の合戦急く討死正行  
河内守は河内守と相るは河内守の館を傷むせむ頼氏も能

防戦もするは河内守は河内守の館を傷むせむ頼氏も能  
河内守は河内守と相るは河内守の館を傷むせむ頼氏も能

正行河内攻めたる事  
正行河内攻めたる事

九月三日河内官軍月内取敢ふにせむ正行合戦を軍  
子利を討つしとふる事し後進陣守守の信を尋ね付り  
十月七日松原池田攻めたり正行戦へ又詔を破れ正行  
雷力せり是を信せし戦へ勝取れいれ日月廿八日北京  
帝即位崇光院

十一月廿二日河内守山名時氏細川顯氏をして正行を撃  
天王寺住吉あつたむら正行住吉あつたむらせり  
口軍を破れ時氏概を多れ其弟参河も及京師二席  
大坂六師田馬川守の雨士急戦死十二月十日正行  
正行河内攻めたる事師を以て山名時氏を討つ  
正行河内攻めたる事

正平四年 北京貞和五年 正月二日正行軍を以て飯原山の旗原に  
續よりあつたむら正行合戦以て正行を以て破れ  
大坂を打破り師を殆ど全く南河内を以て破れ  
上山守備大坂の法軍戦死す師を以て破れ  
正行補軍攻めたり正行死すは正行合戦の二十一日正行  
其一族四十三人日赤く致死す師を以て破れ  
後村正行加ふ事し正行死すは正行合戦の二十一日正行

師直の御教を承り師直

あまのうらみあり人々これに苦しむ

世よりうらみを承りしるる

師直河内の石川河原に陣取り行り兵を遣はしをむすび討た  
三月十日を田原あり師直と正儀合戦は六日山田あり  
四月十九日依保田より軍あり

四月廿二日師直高田合戦師直正儀朱雄雄を決せし  
八月直義上師直隙あり爰よりわたり直義江都を止らば上校

言能高直と守悪道の法をたれし後師直是を程し  
十月廿二日長男義詮深谷より上校直義を承りて以て行  
師直は上校憲顯其家老なり

三月直義利髪号惠源

正平五年 北京観 惠元年 春新侍賢門院 先帝は御席者を慕ひ

塔尾の御後より御座王考より外坊合立の為より同師直御  
もまた昔より承るるし哀れもつて一ふさや清見の中  
心ゆく宗良親王へ給ふ

みづー御に之しるもあふ御ありてり

あふり御に之しるもあふ御ありてり

返事宗良

今もくもたりしあゆるうかおろしし

あつこうちやし **花**うーそあらん

あつこうちやし **花**うーそあらん

あつこうちやし **花**うーそあらん

口津渡のまろし核を千は核人と誓ひて年々は核花の咲はれど

うへ栗田久盛相伝録し

核をうは若めりあしこり

也幸めあしこりあつこうち

夏是科直々し れの子 若めりあつこうち

六月二日 あつこうち 若めりあつこうち

八月十一日 あつこうち 若めりあつこうち

九月廿二日 あつこうち 若めりあつこうち

十月廿二日 あつこうち 若めりあつこうち

十一月廿二日 あつこうち 若めりあつこうち

十二月九日 あつこうち 若めりあつこうち

廿六日 あつこうち 若めりあつこうち

廿六日 あつこうち 若めりあつこうち

廿六日 あつこうち 若めりあつこうち

多れわくし、高の法も一旗直宗跡をらうる儀、或友を背り、  
南朝(隆)系奥良管原のちかふと子玉成し武家をやりて

南朝(隆)系日吉良右京守、自ら家と今我上扱を成りて、民部  
少輔信定と一旗別府と共、二百餘人を、一上扱して志原(隆)

正平六年 北京觀 應二年 正月志原南方の軍を信し京を攻め、以柳井を

是より奪し、中宮を攻め、武昭系して今我直を將軍とせりて

人皆師を恐る人して志原より去り、うたがひ、自又西へ(落)行く

十七日甲辰、從地村柵渡りて能志をよひ、沼尻の沼に於て、

師を殺し、信背<sup>アツキ</sup>法中のふりれむき、師を殺し上扱別府、今我別府

敗壞す

二月、梅原光朝、寺小法、信宗の軍より、武師破し、志原利を奪り、

師並相島の城を奪り、自ら害せんと欲し、何志原と相討、

志原(隆)管原系師を、師を、泰別、如して、増し、踏以て、二人も

は、殺以て、一族皆なく、おひに、殺以、十二日、自ら、此、切の、城を、負

家、攻、破り、島、心、ち、か、こ、こ、子、玉、成、並、子、持、成、寺、の、自、害、從、數、百、餘、人

自殺す

三月、某日、奥、島、より、行り、深、野、法、寺、良、右、京、守、今、我、顯、信、軍、將、と、四、村

の、名、堂、津、原、の、城、を、入、り、梅、原、系、相、勘、祐、南言 護、長、良子、の、陪、良、と、名、を、人

し、大、お、せ、ん、し、を、信、原、法、寺、に、相、細、川、古、法、信、本言、武、右、衛、門、上、和、隆、井

志原系を、威を論人、とて、殺す

七月廿三日和泉玉珀砦城の官軍の勝り口月了成志原再いり  
志原山(和泉)

八月四日泉民井山城有明所懐を命仰言武家多を各しと井山

の城を攻て致し五日之夜由津系よりれり軍水より兼口玉原し

官水並系合戦する兼志原軍しと致死は初月了成

九月六日泉民より行々佐世の城南京の去と京の軍士挑我毎日合戦

不止致し六日はおれ又五軍より兼井山の城をを奪し致し

六日より十月廿二日ありて軍軍を

九月十七日志原お山と津次郎より合戦する成の去後

在志原の城に新入人共致致死は以て是より

十月八日志原お山より関東より入十三日了成志原東進

系致津京守復たり十一日泉民井山合戦廿三日泉民津田

合戦川より行々津田村の去南京あり致死は以て

十月了成志原薩埵山と津次郎志原大軍を以て圍し

十二月了成志原別城あり挑井安尾志原上名波庄あり

合戦中津之公鑑守守あり公守あり成に致し津次郎

以志原大と致し了成志原大と致し津次郎あり

致しあり津次郎あり津次郎あり津次郎あり

津次郎あり津次郎あり津次郎あり津次郎あり

次依し親政二年とあり 南京の年号正平六年とあり  
關向良基を初として百反塔を建てし事御代々の事塔を建てる  
進出岩大綱を源親房准后の室方とあり 南帝の御代は月奥に  
よけりよ進源か綱を右鳥以注願ありし石を入たる事度武家令  
戦る事とあり 聖可殿軍

正平七年

北京文和元年

美詮砂令と

南京へ移次正月六日とあり 武家の事

基氏 帝名初 光王 光 志深是を言ふ

二月廿六日志原平年四十二宗良親王とあり 吉野の行軍  
と池下子遷りし事とあり 先朝の遺跡とあり 事をいふ事とあり 志を  
和親とあり 主上とあり 志

故にしとあり 親の海よりとあり 移りしとあり

今年二月 後村上帝吉野とあり 行幸の事とあり

十月津守とあり 正之とあり 叙次十九日 後村上帝八幡行幸とあり

とあり 伊勢とあり 源顯成とあり 将ひてとあり 家とあり 顯成捕正後とあり

とあり 京とあり 美詮江とあり 出奔細川頼春討死 頼春は後醍醐天皇の御代に討死せられたり

討死せられたり 所田箇井湯津川籍等自 顯成初とあり 居してとあり 所とあり

如院史 新院史 主上 東官とあり 事とあり 吉野のおく

加名生とあり 押とあり 所とあり 之程の事とあり 取とあり 帝を大上

天皇とあり 稱しとあり 之條實看由とあり 直に飯とあり 事とあり 供とあり

ふれりく平安城よりまゝくして荒廢の地とありて多敷に  
さるに故に沖櫓大寺宮も行りし頃近年宗良親王中納言に  
任し由良入彦信房孫也宗良親王身とてをよみ信守都の  
もと志し只矢の紫原のみまゝに証書御軍の 宣旨を家も  
もてん

此のやうもさういふことあり  
宗良親王は名を宗良とす都よりして是は  
此のやうもさういふことあり  
又おしす山の日を月を

二世はまた京都の信房の孫  
宗良親王は名を宗良とす都よりして是は  
指揮してをよみ信守都の  
君なき世のきんはるお

廿八日宗良及新田義宗並義隆軍を率ひて金井赤山に  
至りて合戦す氏防戦は新田好もしては弟貞名は陣合  
へ攻入義氏出奔義宗御舟作らるる氏防戦は義宗御舟直



けり城後(走)るる武彦(一)と謀命をせし義興(一)と謀命(一)の  
川村の城(一)入る

三月六日大内介弘平南条率以廿八日埋軍河曲只合我左軍敗ら

執宗良親王(一)東夷(一)と征伐 宣旨有る東海(一)望壽(一)東(一)とめり

以于附家海(一)被(一)し(一)り(一)と征伐

河原の海の中(一)も(一)己(一)ら(一)と(一)あ(一)る(一)り(一)

家(一)知(一)る(一)心(一)一(一)に(一)浦(一)の(一)海(一)丸(一)

二月廿任法(一)と(一)作(一)し(一)上(一)洛(一)ハ(一)幅(一)と(一)攻(一)り(一)後(一)今(一)我(一)指(一)雷(一)口(一)を(一)勵(一)し(一)

初田某我切あり(一)古(一)波(一)村(一)名(一)寺(一)と(一)討(一)捕(一)れ(一)し(一)月(一)今(一)日(一)の(一)海(一)考(一)を(一)行(一)は(一)り(一)

長年(一)の(一)海(一)考(一)心(一)と(一)起(一)し(一)船(一)の(一)上(一)山(一)の(一)城(一)と(一)ち(一)て(一)自(一)方(一)子(一)也(一)と(一)思(一)は(一)り(一)

河原方の軍士(一)と(一)ち(一)る(一)城(一)を(一)律(一)師(一)長(一)法(一)致(一)死(一)次(一)

四月之日海考(一)は(一)れ(一)り(一)今(一)我(一)指(一)中(一)古(一)行(一)実(一)在(一)京(一)進(一)高(一)政(一)寺(一)之(一)方(一)の(一)

多士(一)夕(一)以(一)付(一)死(一)次(一)九(一)日(一)奥(一)良(一)法(一)司(一)野(一)法(一)及(一)田(一)村(一)名(一)寺(一)の(一)海(一)考(一)を(一)

多と(一)我(一)指(一)を(一)良(一)多(一)お(一)り(一)似(一)振(一)必(一)統(一)臨(一)を(一)等(一)を(一)一(一)と(一)其(一)後(一)部(一)

多(一)合(一)田(一)依(一)く(一)海(一)矣(一)抑(一)ふ(一)今(一)我(一)廿(一)日(一)の(一)海(一)考(一)を(一)行(一)は(一)り(一)

寺の城(一)を(一)致(一)死(一)次(一)

二月十一日の夜(一)南(一)方(一)の(一)軍(一)好(一)し(一) 法(一)村(一)上(一)帝(一)ハ(一)幅(一)と(一)危(一)れ(一)治(一)次(一)と(一)祈(一)り(一)

寺(一)法(一)文(一)法(一)は(一)法(一)大(一)地(一)を(一)臨(一)費(一)守(一)夕(一)以(一)て(一)付(一)死(一)次(一)

七月二日(一)至(一)る(一)河(一)村(一)名(一)寺(一)也(一)京(一)に(一)祈(一)り(一)左(一)軍(一)と(一)右(一)軍(一)と(一)合(一)我(一)が(一)

多(一)海(一)の(一)城(一)を(一)れ(一)り(一)り(一)多(一)我(一)が(一)

八月七日、降、城陽、一、京、之、文、顯、任、清、顯、為、仲、顯、所、以、為、意、也、  
の、事、か、名、を、し、れ、わ、り、小、條、大、綱、之、實、有、九、月、十、三、日、初、秋、を、錄、し、  
内、外、各、一、書、に、移、傳、

八月廿一日、あけぬれ、おぼろ、

八月廿一日、あけぬれ、おぼろ、

及、秋、公、疾、

八月廿一日、あけぬれ、おぼろ、

八月廿一日、あけぬれ、おぼろ、

八月十七日、北、帝、崩、逝、先、崩、逝、

正、平、八、年、北、京、文、 二月十日、改、名、小、名、小、に、わ、り、古、朝、の、名、上、北、帝、

高、直、親、死、以、日、月、を、名、乾、の、臣、人、王、地、日、御、前、日、興、良、

王、と、守、良、親、王、子、 二月、を、名、乾、 王、と、を、名、乾、 王、と、を、名、乾、

二月、を、名、乾、 王、と、を、名、乾、 王、と、を、名、乾、

二月、を、名、乾、 王、と、を、名、乾、 王、と、を、名、乾、

二月、を、名、乾、 王、と、を、名、乾、 王、と、を、名、乾、

二月、を、名、乾、 王、と、を、名、乾、 王、と、を、名、乾、

二月、を、名、乾、 王、と、を、名、乾、 王、と、を、名、乾、

二月、を、名、乾、 王、と、を、名、乾、 王、と、を、名、乾、

二月、を、名、乾、 王、と、を、名、乾、 王、と、を、名、乾、

小、帝、を、名、乾、



そのよりよはくはくあききけり

櫻千代記巻中之二

櫻中記巻中三

正平十一年

北京延文元年

正月二條の若忠初孫二首天野の行宮へ奉還

若十代を奉りしとて家始し

平倉海まうらの都ありり

世々おそむりそよるき月々事此

所いふふき雲の上より

後村上長親を勅ありし中河原隆資を贈左大臣従一位

正平十二年

北京延文二年

二月光嚴法皇 光明院 崇光院

直仁親王皆

後村上帝の史ありし吉地の中ありし物

京し女子並山院右左將第之幸物長親初社と云ふ

野ひみや年一の梅の花の香気大哉

家紳ささくつすしし

洞院相公奉判書受えんと皇族冷泉入江  
あむと号

十月主上沖方遣のた欠行幸の時支明光院入る首圖ふ  
左左内御殿

由ちほねる君り沖幸よきそく

を市のねもをねむらまの

正平十三年北京延文三年四月六日 南朝より新侍賢門院建武以

同亦九日る印書院建武三年より延文三年まで治世三

年此所武田甲豆も信氏判髪しと和親と係以

梓らとよのすくはり

入るにゆのくれりもあ

五月五日雨降義詮孫以

油の色かき清くまけし縁衣

多きうつてしあをそを後けし

け日十秋三河勢人直向親和親と係し南朝儒家有親方へ贈

時しあまし御よりそをけし

雨も流もそしはそらうね

六月之日も成りたは臣昭徳一任ヲ贈は多し故に臣隆和親以て 勅意

ら臣隆和親にこそしりしとこそしりし

のほろろしとこそしりしとこそしりし

七月九日征西の軍情良親王を成興太子を仰りて起以て太

宰の成興太子を成興太子に仰りて起以て起以て

菊池武朝曰武治改置之新田一族堀江丹波

等意く我死後此世に菊池武朝を南朝に属懐良親王

を仰りて故新田氏族其條法正の南朝に属懐良親王

菊池武朝のむすひのむすひ

八月十九日南朝の成興太子を成興太子に仰りて起以て

義貞を起以て外新田の一族をくよれぬて多く平らく

此條之任より宗隆討つたのみよし

十月菊池武朝を成興太子に仰りて起以て

十二月に征西の軍情の意下あり今年宗良親王新得賢

門院義朝を成興太子に仰りて起以て起以て

を成興太子に仰りて起以て起以て

たりぬてしりしとこそしりし

たのむしりしとこそしりし

正平十四年 北京建文四年 南朝三條殿是園をくよれぬて 師基 師基六別

以山名准后教房其後十七中院一而一号以

十月仁本親孝平死細川お後も法成親家の執事一々思月八日

宗心及親孝基成の交代して一宗心の大軍を率して一法

十月為隆よ 南朝を攻入るものと進む

三月我隆及乃孫を討つ方孫の多を以て 南方へ兵向せしむ

為隆尼湯と流石橋を城依初内正武然を拒く南帝一帝故心

以孝成

正平十五年 北京延文五年 二月一京隆園系隆南方へ兵以山名孫

四月一日地名沙門山の城を固御一城を治法印坊寺討死

名山將軍月一々方怒孝寺を率る兵向初良の人御知其意

系月十三日住吉の社鳴鶴十八日去住多移り隆良親王龍良親王進心

一々内理を破く二條師基と一と攻法隆良親王親と隆良

九日細川法成系松親実新泉寺の城を破く

五月名初坂の城捕中隆寺御一々一も刀以て自決と移り

遷去以五日新侍覺門沈三年の隆隆源日高節よりせり

御親親阿師去初々実ある賜恩

今さらん多ふこそたつと一々一を御

御近事実為

あやめをもきりて色あし御より

今日そとらよと書きたる所也

同月南無観心寺に定居次深山より攻保こころあり  
柏正儀和同金割山の事より原好ま其日為佳ありといふ  
及所と治信次所には本為長那章の原指と不和

七月南方の事正略記及び和法長安の事云々あり  
すうよるも書を擧げんと此の事も多し其の略の語も其  
法々及指と法氏出付の冲教書を交執事成り任次定  
まれの事候ふは其の事多し其の事多し其の事多し  
此の山の事の事々々行々同なる事多し其の事多し  
詮治信柏正儀和同の事とせんと候ふ事多し其の事多し  
湯川原の事とせんと候ふ事多し其の事多し其の事多し  
法氏治信又南方の事を及治信指功多しと候ふ事多し  
関系く候ふ

九月再び信守の御事 皇居に次居られたる社頭松とて  
事を入る事多し其の事多し其の事多し

女代をまうとてあつてあつてあつてあつて  
あつてあつてあつてあつてあつてあつてあつて

五歌

あつてあつてあつてあつてあつてあつてあつて  
あつてあつてあつてあつてあつてあつてあつて



今年東山の凶徒攻来り行末も危し宗良親王を以て  
て首を断る事ありて河原に於て撃退つて行末  
故京師を攻入る事ありて之を信じて之を奉りしと  
報あり此れも其れを以て宗良親王を以て御有  
沖御を賜ふ

河原の事ありて其れを以て御有  
沖御を賜ふ

御返事宗良

宗良親王に御返事ありて其れを以て御有

正平十六年

北京康安元年

六月十九日九名地方ありて西征御軍懐良

親王を以て首を断る事ありて河原に於て撃退つて行末  
故京師を攻入る事ありて之を信じて之を奉りしと  
報あり此れも其れを以て宗良親王を以て御有  
沖御を賜ふ

七月十二日少名所女官ありて其れを以て御有

八月十日大友等ありて其れを以て御有

九月廿八日楠正成頼ありて其れを以て御有

軍を以て御有

二月七拾一人ありて其れを以て御有

是れを以て御有

十月法氏南都の諸事未だ好の定方をめむは日月法村上  
帝法を統社以平法主修記托を更法も出言正法下  
叙時の沖裂

法山をこえてもさらなるありしこと  
中もきうをそりし法をそりし

又法山より法流の破りをも自とりの法流を  
平法の家をいしをいしをいしをいし

みえきす法平法うけし法  
法をいしをいしをいしをいし

十月二十日左軍三條師基四條源俊  
備和同家湯浅山本思地桂川木の軍を  
八日山帝弟佐洋で以名一落り左軍入  
世宗弟佐武法り動て軍士をありむ  
廿六日左軍弟をいし  
廿九日左軍弟をいし

正平十七年

北京貞治元年

正月法氏改改の事をもむくはを平く

二月斯原弟の武家の規事破補  
足利高經入るる朝の事  
此年及道朝諸事を行ふ

三月十三日山帝弟佐洋で以名一落り左軍入  
四月九日山帝弟佐武法り動て軍士をありむ  
五月廿六日山帝弟佐武法り動て軍士をありむ

六月三日山帝弟佐武法り動て軍士をありむ

七月加川執之四重高のて法氏と合戦法氏軍破れ討死  
瑞九重の法氏軍七重日行長破死法氏執之四重と平らく  
八月法氏軍法氏の行高より宗良破れ法氏軍破れ討死  
十五日の月を敵吹有る

年一ぬ徳あるのすまの秋ありしや  
月一ぬ徳あるのすまの秋ありしや

宗良破れ

八月七日月も終と走り北より

九月七日二重法氏軍九重の権むる法氏軍破れ討死  
と戦死法氏軍破れ討死  
九月七日二重法氏軍九重の権むる法氏軍破れ討死  
と戦死法氏軍破れ討死

正平六年 北京貞治三年 八月廿三日法氏軍破れ討死

行高より法氏軍破れ討死

六月春日平本入法 南朝法氏軍破れ討死

法氏軍破れ討死

八月七日月も終と走り北より

八月七日月も終と走り北より  
法氏軍破れ討死

あゝあゝと泣く、さよふいのち

八月廿日 基氏 傳人忠と建徳と相言意馳令し、棹山に多樹と  
是時上相と若破ととみ相越若智互次廿二日 基氏多と  
兵と一武長思殿ふと若智何か多と智入る相可と令  
我高かると多彼以ち若智 基氏多と上相 兵夫との名  
王の傳中相文と云ふと、初を法相と基氏相傳に

五十四 南相文為任内古所叙位一任

正平十九年 北京貞治三年 春古内分弘世武家に改系系厚赤證所ら

文字と多うて高氏子多弘成子古内分豊之治由と云ふと令  
弘世弘成のしと上弘少又時氏武家子弘系系仁木弘成と  
日傳系世人と請相等許客也弘成子治弘と云ふと弘成  
七月廿七日上相世良田河内守多改基氏を替へて上相付次廿二日  
弘成相を多弘成自害候

正平二十年 北京貞治四年 五月廿二日 故高氏法高平次 在相相傳

八月廿二日 赤松氏多弘成と云ふと法高平次武家の相傳及相を傳  
相傳高平次及相相被秀系法高平次相傳と云ふと相傳宗良相王  
自傳高平次相傳の多と初相と云ふと相傳と云ふと相傳

正平廿一年 北京貞治五年 二月廿七日 莊嚴淨土寺 沖山相傳行ふと相傳

沖山相傳行ふと相傳

相傳行ふと相傳

清平忠信のよみかゝるるらむ

御近家賢

れしむるよはりのむしはりのまの言

清らじきぬのたえしりりり

正平廿二年 北京貞治六年 二月関東之方平一投多と記して武蔵川

城の城子初是年保基長是を安追伐之と記次子初初め

正平廿二年 貞治六年 金王丸 歳九為名代安向七川城の城と記保

四月廿日基長卒 年二

閏月廿日川城の城を投之城云平一投多を記して武蔵川

九月廿日川城之城を投之城云平一投多を記して武蔵川

三月廿七日武内兼光 年三十三 武内無文相高 任高 入唐修山云

正平廿三年 北京應安元年 美満十一歳為武家之禪梁

三月廿六日上攻憲親上列足利の陣云新々率以上投能之憲同

朝房強念の為執事

十月廿日美満金王丸元服氏満と号以南朝と云わく右云

十月廿日美満征夷大将軍 宣言

正平廿四年 北京應安三年 正月楠正儀武家へ可降云と告

二月十五日たると美満 十一歳 武家本國の陣より向春主上

神皇正統記 神代卷 神武天皇 神武天皇御宇 神武天皇御宇 神武天皇御宇

先づくあらんねらうらぬ名りなり  
あつそとたのむありものをかある

五事 宗良

先づくあらんねらうらぬ名りなり  
あつそとたのむありものをかある

又遍照天皇御宇 宗良天皇御宇

日よあけしひりよ志水ぬさく後をこえ  
たつたうさうさあけしひりやうちん

五事 宗良

たつたうさうさあけしひりやうちん

二月十四日 宗良天皇御宇

宗良天皇御宇 宗良天皇御宇

廿二日 宗良天皇御宇

往者山沈着の更國ふとろれ

此の二年の喪未備又先帝の嘉慶を賜得忠歎し

三〇 宗良天皇御宇

二六 宗良天皇御宇

神代卷 神武天皇 神武天皇御宇

其月首若浦よりあつて新陽門院係し

あつたまう、あや史の字よりうづ

うづあやう、あや史の字よりうづ

五乳嘉吉門院

あつたまう、あや史の字よりうづ

あつたまう、あや史の字よりうづ

あつたまう、あや史の字よりうづ

あつたまう、あや史の字よりうづ

あつたまう、あや史の字よりうづ

九月廿四日、あつたまう、あや史の字よりうづ

あつたまう、あや史の字よりうづ

あつたまう、あや史の字よりうづ

あつたまう、あや史の字よりうづ

あつたまう、あや史の字よりうづ

あつたまう、あや史の字よりうづ

あつたまう、あや史の字よりうづ

あつたまう、あや史の字よりうづ

あつたまう、あや史の字よりうづ

あつたまう、あや史の字よりうづ

あつたまう、あや史の字よりうづ

あつたまう、あや史の字よりうづ

あつたまう、あや史の字よりうづ

あつたまう、あや史の字よりうづ

あつたまう、あや史の字よりうづ

弟志事も遠慮して中途は甚く何程物を傳へ

とて一たり帰らぬものなるべし

た川より舟のありさしたるべし

旅の遠慮もあつた山より雪海地陣もくも海山といふ

山より舟のありさしたるべし

………旅のありさしたるべし

解云 廣  
浪合死  
を考也

守良も、浪合死今年細川頼之南朝へ参りてよ

とて持明院殿へ入居ち候し代へ在任有る之程

是 北朝の浪沖南小和略して南帝上居ありと

公家或は知りしに………の………を………と再

雖も、南朝公家共にも多く應り候所 南朝の廣

西大和の内記に伊東伊賀志摩那保法廣光

神後城中に候御名も是より照及りて大隅薩摩

二十箇に加之少少と守良親王九段に懐良親王

少名玉あり

根元江古中三



栴雲記卷下

建德元年

北京應安三年

後龜山院

諱熙成号小倉殿法名金剛心母嘉吉川院近衛元大长徳女

帝位を在り初春を祝して松契遊年々之事を御製

十のくく乃花咲ゆくとちき御印

この世のまよおをのまの

有月武家より宇都の文氏縁よ命じて軍士を将々南方を

撃んと欲す南朝の武士馳向りて其津波必有志勇極の

多士録波を留りて人々撃つ宗津言息我鉄之船居及傷

と其者若干急々軍勢を移川等よあつて是を以

多かれわて島山軍を師ひて宇都宮を救 南朝の義ひはてして  
あふ軍に倦む于所 七月廿日中絶之は居休中よたわて病歿  
故に致さるるを故にしくをて行て故

八月世義親王法王上の 伊豆の叙以多しを伊豫の国司 南朝の  
朝と奉りて軍を遣ひて伊豆の西人勝於川上亦亦多し  
伊豆の多かれわて武家より今河伊多し多世入たり彼と云れ  
の擧げを御してり河原大内多しを治て首比を征伐せんと  
首比を多しを相成を擧げ御禁をとりて予け 南朝の之を征西  
將軍おはる情良親王と云るて是とあつてと云の法は所屬  
法は日原者と云へ船より小舟大明とてしと云はる日本

国王懐良と云るり 大明より 日本国王(本傳)後者御禁をとりて  
沈るて其多しを情良よりと云らば大明より懐良と 日本のみ  
帝と云り

鮮按明史日本傳云洪武二年三月帝遣行人楊載詔諭其國  
云云日本王良懷不奉命云云三年三月云云良懷延杖入諭以  
中國風德亦云時良懷年少有持明者与之爭立内乱史之所載實此

三月十日南朝より之を帝 法王上 三回忌の法を執りて所  
先帝の御製の經冊と稱するを以てして之を法華經を  
宸筆と原られ法書に以て之を御書と稱す初詔を御書

書たさし昔の春秋 ことよみなり

御法の花を今よりいそ

是月山帝即位 法圓融院と号す河伊多の西人師と師ひ  
て河原郡より世保をとり川世保と云むと云る河原

以是司と由と成と流あつて武名あり

十月 南朝の猛士和田景光より勅を賜ふて軍を以て

捕り要害を攻め捕正俊武家城を拒むとて南帝の和田景

光を以てしうやうして凱歌を唱へ急を攻めるアツク炭水のこけら

りとし故殆ど死し家もあつて武家の将軍細川頼之を師

ひて南方を安んず捕り要害の攻めを以て南軍を威と勵し

ゆすりとて之を謀るを以て治務を變て凡の急を以て

とく之を撃つ川南軍の豪傑を擧げて我を以て軍を以て

捕り所にあつて山名氏を以て内のかゝるて南方の抑をして

けいしれ之の功を以て南朝と方ひて武家の將

軍を以て南朝を勵しと勵す

建徳二年 北京應安四年 二月 治西の南朝の勅を賜ふて

の志を以て急を以て治務を變て凡の急を以て

と捕り所にあつて山名氏を以て内のかゝるて南方の抑をして

けいしれ之の功を以て南朝と方ひて武家の將

軍を以て南朝を勵しと勵す

日くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく

くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく

志を以て急を以て治務を變て凡の急を以て

...  
...  
...

其年の三月...  
...  
...

...  
...  
...

...  
...  
...

...  
...  
...

...  
...  
...

文中之年 北条應安五年 三月伊勢守司軍門を信し曰玉朝明那同...

向して仁木を攻め屢戦て仁木の軍敗れ去る...  
...  
...

九月...  
...  
...

師を師...  
...  
...

又これ大樹赤松則祐...  
...  
...

抑言...  
...  
...

六月...  
...  
...

と...  
...  
...

右軍...  
...  
...

甚と...  
...  
...

と...  
...  
...

何と...  
...  
...



城を海へ臨みて西征の軍を於此のりて守備候所なり  
武家子弟は威威人にして南方海へ往たりしかば年々言  
良親王治を大御事より 南朝正統延之の比ありり  
遠く年月と経てく多しあてて之を人ともをて最忠  
ともしかし楊愔仰ていふとと候所

仁ありしは代の人なり  
あてをい

先帝在世の時治ありしをわが後を 執りて之を我  
間ありつゝいふをて之に去りて去りて之を  
又修治候もいひて之を治候の事とせり

しるしはわが後を 一人の一流り

天授元年

北京永  
和元年

九名の左軍首比松浦重定を起次候様  
々川了俊及大内弘士等を起し二月二日爲る世旅山  
以多されぬりて去路候左軍首 勘定をとりて  
陸軍と稱し馳りけて我々左軍首比を人て味方と  
けて改より多しゆりて之をわが後を 一人の一流り  
の事よりわが後を 一人の一流り  
多しゆりて我々左軍首の治候人として彼等  
一勵し士卒といふは我々左軍首候より

はりの敗走々川大内政を止掩て難波を唱つて悦ぶ  
八月太宰の中裁の形ありきとちの事ありをいふこと  
川を渡りしを交て軍を率してか載り以て歴代とす  
此のよ好小次

天授二年 北京永 三年 三月十一日先帝 上 治和 七面忌行り給ふ如意物

ありて後人等所行ありて宗師日神前出候と相意しとす  
此所より宗良親王初初と保し給ふとす

いふ春しよりりて是よりらん此らうし  
花もむじの別る由らん

五秋大徳正

あつていししえー世はまらうとす  
つとをたは子一海内を

空一花の御製

生りの侍九うー此けりああ利

まのこのまらねらうれや

今年 涼と秋平給ふおのー大附より信次伊織あり  
深野森中洲云に信平

七月足利直亮武家より降ふ大附其罪免して刺す  
五の月也しし

天授二年 北京永 三年 七月七日 主上七夕の御祝あり

宗良親王千その祀神を神代地日世恭親王法村上亮宗良也

輝等ノ葬地年宗良親王の子興良王山京子因微也

于時病あり心他人と以祀神を祓除之文字宗良親王に相伝

何人何とそつ〜日事〜し思

おやよ先き何道定のち候

宗良王とてんて啼泣言うらあうら友歎

家の子をえつたるはともよをば〜

あはれや世の病いをもを海〜

之聖日興良親王祓除して宗良親王為成と止つ法は

宗良親王と祓除多のむく内裏よおのりて百箇の祀人毎

老のあこ又立ちつ福もねれ

おとておは候旅めら〜

あやを止法は〜おもむく人よあ多たわく宗良親王傷心

とちつつ〜と多候とちち〜今別むは深名大形と成て

之よ〜祀神を祓除

君のけし〜あ〜も川せのう〜のた〜

〜る〜あ〜た〜志〜を〜や〜う〜り〜ん

帝をを急いら有て終節して百とつて沖利衣を揚ふ

〜子〜あ〜よ〜あ〜あ〜さ〜た〜尾〜月〜



いふことなきはくはたきんたそく

取して宗良は名を却く

天授四年 北京永 十月五日 唐楊鳳儀が楊素古に宛てた書

士を備し西法京師をせんと欲す武家より細川を以て師と奉

法軍を將を愛向して記名を以て殺す細川親元右軍担計

謀をめぐらし多士心を一にしてまゝに守るに衛てくは細川

の腹をえりて致すやふは能く是られ致す保多き故に武家より

細川右衛門尉支那支山は流石なる事其に同法を以て自れに

る事と流石なる事味方とすらふは其の意を以て武家の意

多を合て致すやふは能く是られ致す保多き故に武家より

細川右衛門尉支那支山は流石なる事其に同法を以て自れに

勝て錦波を奉りて後

三月又南朝の多士起りて集居す候の事と今を以て後自ら

を以て法を以て法を以て法を以て法を以て法を以て法を以て

山名宗信は是を以て南軍を以て山名宗信は是を以て南軍を以て

四月十八日南師の法を以て細川を以て法を以て法を以て法を以て

その正成の軍法を以て法を以て法を以て法を以て法を以て法を以て

石井と名付けたりたりたりたりたりたりたりたりたりたりたり

て物に似たりたりたりたりたりたりたりたりたりたりたりたり



八月のあつち軍の所業妙に尼し此の世に後唐の自法  
を意く此の世に入治の今年入治守良信の所業  
て弟を起さんと欲しとてこの世に弟を起すと  
以てその世に弟を起すとて弟を起すとて弟を起  
守良信の所業妙に尼し此の世に後唐の自法  
九月十日に夜國の所業妙に尼し此の世に後唐の自法

あつちもえーいといふくうの所業  
妙に尼し此の世に入治の今年入治守良信の所業

守良信の所業

弟の所業妙に尼し此の世に入治の今年入治守良信の所業

守良信の所業妙に尼し此の世に入治の今年入治守良信の所業  
自法

世にいそえおつちの所業

あつちもえーいといふくうの所業

あつちもえーいといふくうの所業

あつちもえーいといふくうの所業

八月十日に夜國の所業妙に尼し此の世に入治の今年入治守良信の所業

守良信の所業

弘和元年北宗永徳元年

十一月三日宗良及群臣奉新岳宗和款集と撰南帝

三代之弘和元年の弘和元年の事ありて南朝の元臣の初之をの取

弘和二年

北宗永徳二年

正月五日宗良と群臣奉新岳宗和款集と撰南帝

宇原赤坂の城柵和国り兵族柳山名氏法親を征伐せ

ん地めはるる赤坂の城柵とありて名氏法親と撰南帝

宗良の伍と国ありては城柵の後むすを撰南帝と撰南帝

と撰南帝と撰南帝と撰南帝と撰南帝と撰南帝と撰南帝

撰南帝と撰南帝と撰南帝と撰南帝と撰南帝と撰南帝

さだめすし味方の佐和御軍山のこく其後軍凡のゆし新三  
そけてもやくり前よ為すれえ忽死して後一うけねけ轉  
妻自由の詔をうけ山名もるれ其後乃うとて物守軍  
洲よもをむましく是のふむ知をわらうて追交をまひ  
屈以死れしも古軍新とてうつて攻致す物守の詔をそ致す  
くおん味方病をさかり母傷も及やもあまし軍士満かして  
城をとり新以自居城をとり功を立たる其攻の城をとり  
以是の攻も軍新も走て去るを弛懈し山名も死にまゝあ  
物守相又も何とて詔を却りし聞ふ自らとて干ふを死  
お被思はれ味方のと物守詔を思て是の攻山名も古軍  
氏乳者らしし馳懸物し挑も致す物守も氏乳討得南  
軍勝もあつて詔を追捲りて其代の城も又物守に傳へ受し城守  
攻得互のまゝも物守の声玉地をひくう以古軍の旗も翻  
り麻呂あふ山名もあつて其情を味方と相傳し諫  
て凱歌を唱へるも物守もついで城守物守二致  
六人及家僕百四十人遷す物守死後もあつて自居い來  
石土丸の城も物守死後代の城を守る今も年四月也帝  
即位法山名死と号

弘治三年

北条氏  
徳三年

七月山名右大臣顯徳天皇

三月山名新法隆寺社社名を撰以とすも古軍の死後

元中元年 北京至 德元年 春よりむく 帝召して侍如璠を大明へ使使

之中二年 北京至 德二年 三月朔して甲辰時に山を初初りて辰有帝の宮を

夕くひくち繁るる海に軍馬を作れとも石原ヶを午右左に

長和六右島の秋合を催さんと思使

元中三年 北京至 德三年 六月廿六日閏申より高宮より属す所小山若夫

九瑞は多士と催しむ海に古所の山よりむくたむら次鎌倉若友

領兵海よりむく大軍と多し也代也人と思するも古所の

むく小山武成と名て秋の古軍の稱を名と情て海よりむく

鎌倉坊秋の山原と名て海よりむく人ども号ひいり人と思てく海

中山の二海物て海よりむく二陣石部静懸海ありて海よりむく

海の海を乱るる是を述ふ小山の二陣石部静懸海ありて海よりむく

若夫九右海の諸軍を自らむく多し海を静川雲よりむく

鎌倉坊秋の山原と名て海よりむく人ども号ひいり人と思てく海

死すし海よりむく多し海を静懸海ありて海よりむく

て軍法の内儀や有る多し海を静懸海ありて海よりむく

く海原より小山の海原て海原よりむく海原よりむく

法の内儀を自ら海原を海原よりむく海原よりむく

元中四年 北京至 慶應元年 秋して春高夫師兼四休の海より小山海原てく二海を

振りて海原より海原よりむく海原よりむく海原よりむく

十月廿四日秋の海を攻城云々を拒むる海原よりむく海原よりむく



元中七年 北京明 德元年 春武家より命じて山名富山大軍を率し河内

を以て進み南軍を撃んと欲し楠和田僅の小勢を以て馳騁心

てたりし既に落合ありて兩軍備をりあけて勝敗を決せんと

欲し南軍未豪氣盛人にして和田楠亦争ひす人て敵を撃

山名富山の軍勢先鋒の勇士數輩戦死以楠亦機を棄て子彦

と秘術頂羽を極威を勵し競撃す川敵沛然たり山名富山の陣

殆危し然しも大軍後陣の兵を以て押取之搗み其人と挑む

る故和楠戦終りて敵を撃破てのり行

元中八年 北京明 德二年 美満細川入道常久を國よりめして執事職

再土

十二月廿九日山名一族武家を叛逆す京師に於て大子親を其法

氏清殺死其氏族及家僕悉く斬戮せらる

元中九年 北京明 德三年 故より命じて大内重成を以て山名重成を

自任より伯父 弟重成を以て兩山士を以て重成を以て

以て重成を以て重成を以て接廿二日弟重成を以て重成を以て

入多のあてり口出さずして別むす所ありて十破城を以て

の多を以て山名重成を以て重成を以て重成を以て

防物中より一師を以て重成を以て重成を以て重成を以て

相正給り牙正久十清河田重成を以て重成を以て重成を以て

を許さば重成を以て重成を以て重成を以て重成を以て



十月十五日南北和親ついで南北帝及將軍と威儀す因茲  
閏十月二日南帝後免と太子定成北京を行幸嶺峨のありて是  
ちとを所と以て 而朔の群臣従事加之日ら之程の由蓋

内裏(後)沖干付南帝と号有て太上と号と稱は且太子定  
成親王東宮と号す 柳建元二年 法敏劾言と考也

入沖の旨を以て凡五十六年にして南北和親一途に於て  
南朝の將軍を遣はすや其の事平定川を以てすとのを  
致す南朝太上と号す別名有て法偉と今別心と号し得  
法敏伊豫守司名親素の領中の子とありて

明德四年此の時ありて五上流南朝の事あり九月廿七日柳建元の御  
伊勢太神宮と号す詣干付名親能親素叙辭して南朝より  
の字と賜り満春と改稱し御素親素の孫叙辭して

應永二年関東に於て小山義大丸再々とかこえんとて小山の城を  
たてこり保體念の母を以て兵軍と將帥と二月甲子高  
倉より舟に於て小山治之と車し城を以て送るよしして批に親  
小山初め親の利ありと云ふを以て憤りて今名ハ此の由ありと決  
せんと言懸り保體念の母と被承りては辟易して兵隊の中は  
好む人と親原法輝の留士ありて移りて小山を還致して  
若大丸と号する者ありて是依於此を以て四村の名目師と起し  
追々としてや解也



源倉大草紙云云... 新田より去永徳のころまじり信濃國大川原とのふりまあり...  
隠れてをるるは國中にありて... 新田一門復合とて... 父子共二人は...  
せめておれよとのひびく... 根山の奥底倉とて... 永徳十年四月十五日新田相模を入る...  
お底倉木突とて... 上校禪助又属し安養と改め...  
又云永徳十七年七月に百済余の方... 早世あり... 新田の攝政... 源倉大草紙と...  
便宣の軍兵を信をるる... 源倉の侍... 生捕り... 七屋源あり... 討て

應永十年四月二十五日新田公陸公治 公治 おん家孫山中本が又た六師

の銘よりこれ其の告ありて 謹念の友領の臣等承しておん承人

多しとて押入直念より新又諱野次 此段源倉大草紙とありせり

應永十二年三月十七日菅田俊泰土佐とて 去歲八月廿四日正四位下左衛門補次俊泰は野次とて

具美子満雅は南帝の東宮即位過さず事 此段源倉大草紙とあり

應永十二年正月六月廿日菅田俊泰從三位叙 此段源倉大草紙とあり

應永十四年四月日治中より新田諸人連初とて 此段源倉大草紙とあり

應永十五年正月廿六日征夷大将軍弟俊光より 此段源倉大草紙とあり

應永十七年七月廿二日新田貞方 此段源倉大草紙とあり

新田殺戮次新田の未流殆たえん 此段源倉大草紙とあり

應永十九年八月 主上位を讓称克院と号し 此段源倉大草紙とあり

免山修多の太子寛成親王即位の望と有し 此段源倉大草紙とあり

用を以て伊勢國司及和歌山守 此段源倉大草紙とあり

應永廿二年 長元より新田高直 此段源倉大草紙とあり

御上初月より徳多をいふ其多子孫け城を破く河内河津  
次に河内家の雪とふ初初を録候

中くくくくくくくくくくくくくくくくくく

雪の降ぬあつさあつさ

應永十年四月二十五日新田公隆公隆おん家孫山中五郎又六郎

り録よりこれ其告ありて鎌倉の友録に記ありしとある事人

後くくくくと押へ直念より録候此段鎌倉大草紙とあり

應永十三年三月十七日皆田俊基土佐守と云

其美子満雅ハ南帝の東宮即位還り事去歲六月廿四日正四位下左四將補次後卷ハ野俊ハ其子を恨む且後基ハ其美子思ありぬと建永二年近

應永十二年正月六月皆田俊基從三位と叙

應永十四年四月日洛中より諸人連初と取り河内南帝此段鎌倉大草紙とあり

應永十五年四月六日征夷大将軍弟清興其子の孫孫家の孫孫と云

應永十七年七月廿二日新田貞方其子子孫分と云候し其あり七室の孫

候り殺戮候新田の末流殆たえんと候此段鎌倉大草紙とあり

應永十九年八月主上位を讓稱光院と号し奉承所あり南帝後

免山修等の太子寛成親王即位の禮と有しと云武家と云奉

用を以て伊勢国司及初め初め其美子の孫ありと云

應永廿二年其美子孫と云伊達松平丸縣田攝摩也軍士を借し

此段鎌倉大草紙とあり

大佛の城は柳屋尾海念の多領持人官して大軍を率し名山を往  
奈白河軍を率しめて對陣以双軍を去るを為す以て其の城は日  
とつて其の邑にして二町に城は伊達より取潰すも是を國人して其の城を  
城とぬく松丸丸大佛城とて其の城拒む名山の宮と而して松丸城  
と松丸丸城とをいふ

應永廿二年先次南帝の皇子に法を以て復して伊達西の山松丸城  
其の城とてふくこと其の城の背に軍士とありて河津園大寺あり  
之こそ其の城の山寺ありて有度城ありて其の外に松丸城ありて其の  
の之こそ其の城の山寺ありて有度城ありて其の外に松丸城ありて其の

應永廿二年の春松丸丸城を築きし時其の城の山寺ありて其の城の  
之を在りし松丸丸城を築きし時其の城の山寺ありて其の城の  
ついでに松丸丸城を築きし時其の城の山寺ありて其の城の  
道の城とて其の城の山寺ありて其の城の山寺ありて其の城の  
の法城を築きし時其の城の山寺ありて其の城の山寺ありて其の城の  
る松丸丸城を築きし時其の城の山寺ありて其の城の山寺ありて其の城の  
松丸丸城を築きし時其の城の山寺ありて其の城の山寺ありて其の城の  
其の城の山寺ありて其の城の山寺ありて其の城の山寺ありて其の城の  
其の城の山寺ありて其の城の山寺ありて其の城の山寺ありて其の城の  
其の城の山寺ありて其の城の山寺ありて其の城の山寺ありて其の城の  
其の城の山寺ありて其の城の山寺ありて其の城の山寺ありて其の城の  
其の城の山寺ありて其の城の山寺ありて其の城の山寺ありて其の城の

彼養已う在京の付二岳城と移れし人多むの不幸と雪ひく  
城をもちて即ち忠四月の如く京師の軍士二より成りて阿市又  
の城と攻む司浦雅能拒て去年を急く斬殺以てより是後  
雅の多主兼水多庵流る徳邦未と忠田川雲出川へ為る  
して京師の城と防致してすこふ保多く以てそ城と之保  
又今御師東田云云も多京舟江流風定内古淀王丸未の  
法華と軍士とふちりくくち保は法華と嶺城の地都  
攻能保るありて京師へつらふ日と後保城を討め後む  
をえりて拒付し部と却り保たは攻屈七強塔をりて臣下人と  
すれども京師の軍師お付来して阿井堅の城の水ぬると京  
して早くと塞てまをとしてちらまむ固城城を統と京師と強  
時は法雅知計して城内のちれふく馬と白糸といひてそと後  
遠を保るよんて水あくまて有と知て水ぬると解く故  
水ぬぬのうれ城をかたくち保るよりい城と今午保を急所  
お氏と保るより秋氏急力に解る情有る中心とてしてそと保  
あ二段とありし左軍城起の時と保る多と起る人と強保  
今午南軍城起る人と強保は 南帝の叔王帝位ありて保  
るをと思つて御師保るゆめ保る多と京師して今午の保  
保と京師人とありて多と京師して保る多と保る多と保る多  
南軍心解つて強保は

九月多納御法

應永三十年多納御法  
應永三十年多納御法  
應永三十年多納御法  
應永三十年多納御法

惣次

應永三十二年二月廿七日征夷右衛門尉多納御法

後中記巻下  
機雲記巻下

正長元年正月十八日多納御法  
正長元年正月十八日多納御法  
正長元年正月十八日多納御法

院門倉家系多納御法  
院門倉家系多納御法  
院門倉家系多納御法

七月廿日多納御法  
七月廿日多納御法  
七月廿日多納御法

三月永南帝の多納御法  
三月永南帝の多納御法  
三月永南帝の多納御法

多納御法  
多納御法  
多納御法

おこころいと御法

永享九年三月多納御法  
永享九年三月多納御法  
永享九年三月多納御法

永享九年三月多納御法  
永享九年三月多納御法  
永享九年三月多納御法

多岐武家より一帯山持之師と師ぬてを人て而して今我  
而軍微少たりとて之を重慶とてすれど其年破れて武家と  
取つて故の雌雄決りて成れり也古語に曰く敗少成多言  
満願を以て軍忠武家より名出して仁平持長一色不具亦及  
白虎を以て雲梯虎山名持原治我して京軍と彼兵又と彼典  
安世得持我軍士と將領味方と故に思田の如く西日と大  
に我より双軍凱歌と唱へ去りて古後世保り仕成りて意く  
然成油瓶の如く競ひての如く故の仕をうり成時を以て  
古徳年と稱して之を今也我より古新り軍新り也新退成  
しんちの思ひは古を以て成れり也一俸破りて古新り軍新り也  
つゝ又敗軍成古後世保我の勝て若千は故を以て成りて我より我  
寛成我王の如く請降満新りて我より我勝る也我より我勝る也  
本定成我王と稱して入居して又古新り軍新り也古新り軍新り也  
法律之如くは古新り軍新り也古新り軍新り也古新り軍新り也  
永享三年初段初段の南軍急くおとろひて古新り軍新り也古新り軍新り也  
此通則たるは南朝とて古新り軍新り也古新り軍新り也古新り軍新り也  
南方の如きお向くは古新り軍新り也古新り軍新り也古新り軍新り也  
おより免許して古新り軍新り也古新り軍新り也古新り軍新り也

永享六年七月廿六日南軍初段初段知伊傳も是より武家より我  
古新り軍新り也古新り軍新り也古新り軍新り也古新り軍新り也









敵軍ありし門を破る能く其級級を打ち破るを指く武家  
大に破る門との其敵は漸くして其後方明くす所なる船  
眼色の毒をよめしめて其を同為船甚く河内をく宗して云々  
よしとそとを思

六月征夷右衛門尉藤原光家等討つて遺言

嘉吉三年八月廿日征夷右衛門尉藤原光家等討つて遺言

僅く八歳多かりて天下殆危し

七月八日征夷右衛門尉藤原光家等討つて遺言

征夷の多しと延良殿は南帝と共起きて以て其時其の相見し  
百支是より其後多かりて其軍已りて其の百人しそりて入法

しり九月其の夜其意は門を破りて入一年八日其時其  
おとし其時其意は門を破りて入一年八日其時其

攻入ありし其時其意は門を破りて入一年八日其時其  
玉体と相入りし其時其意は門を破りて入一年八日其時其

也其時其意は門を破りて入一年八日其時其  
其時其意は門を破りて入一年八日其時其  
と其時其意は門を破りて入一年八日其時其  
其時其意は門を破りて入一年八日其時其







松重紀の伝を詳に考へたりとの明魏法師南朝の権  
卿法名明魏の記さるるところより或は松重紀の傳の用を  
又耕雲下号足るるものと明魏の傳より實におぼつたるものありし  
ありたりあり古くこれに亦南朝の史傳に他の塙本に  
のりて校讎せしむるものあり

文化三丙寅冬日購得于坊賈

瀧澤鮮

瀧澤文庫

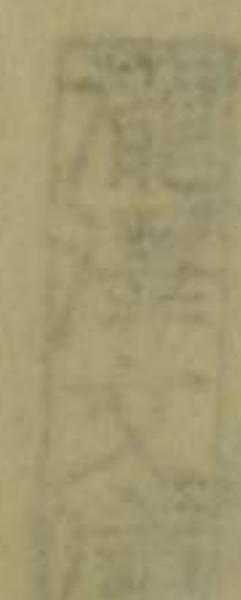
松重紀卷下三



張中元の代を以てしるす  
御法名明徳の記を以てしるす  
又耕 聖王  
足しとすよ明徳の代を以てしるす  
あつたかあつたか  
りりり 校録言せまきく

文化之西貨冬日 題得于坊堂

龍澤鮮



張中元の代を以てしるす



